

平成 30 年 2 月 8 日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

兵庫県警察信用組合

銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）附則第 10 条第 1 項の規定に基づいて公表することとされている、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る当組合方針は、以下のとおりといたします。

### ■ 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

オープンイノベーションの重要性は認識しておりますが、当組合は兵庫県警察に勤務する警察職員とその退職者を組合員とする職域信用組合であり、「組合員による、組合員のための金融機関」として、訪問や窓口対応など対面による取引を主眼とした業務運営を行っているところであり、電子決済等代行業者との連携及び協働の開始については、時期尚早と考えております。

したがいまして、平成 30 年 3 月時点においては電子決済等代行業者との連携及び協働の実施は開始いたしません。

今後、セキュリティ対策の更なる強化はもとより、金融サービスの IT 化の進展に対応できる組織づくりに努め、組合員の皆様に電子決済等に係る安全・安心を提供できる環境が整い次第、その実施について、改めてご連絡いたします。